決められた書式は特にありません。既に定めている規約等の写しを添付してください。
※ 各項目が全部必要というわけではありません。ただし、活動目的及び代表者を定める項目などは必須です。
※ 文化協会、体育協会等（市が事務局の団体を除く。）が、①登録申請書（個別）を一括提出する場合は添付不要です。

例

提出書類②

●●●●●会規約

（名称）

第１条　この会は、●●●●●会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

事務所がない場合は、「代表者の住所に置く。」などが考えられます。
ただし、京丹後市内に所在地を有する団体であることが登録要件です。

第２条　本会の事務所は、●●●●●に置く。

（目的）　登録要件：活動目的

第３条　本会は、各種のスポーツの実践を通して、心身ともに穏やかな人生を楽しむとともに、会員相互の交流・親睦を図ることを目的とする。

（活動内容）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1)　健康体操、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフなどのスポーツ活動

(2)　他の団体との交流会の開催

(3)　その他本会の目的達成のために必要な活動

（会員及び入退会）　活動の目的に賛同する市民が加入し、及び脱退することができる。

第５条　会員は、本会の目的に賛同する者とする。

２　会員の入会及び退会は、原則として文書により行うものとする。

（役員）　登録要件：代表者

第６条　本会に次の役員を置く。

(1)　会長　　●名

(2)　副会長　●名

(3)　会計　　●名

(4)　監事　　●名

２　役員は、会員の互選による。

３　役員の任期は●年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第７条　会長は本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

３　会計は、本会の会計を総括する。

４　監事は、本会の会計を監査する。

（会議）

第８条　本会の会議は、総会及び役員会とする。

２　総会は、年１回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

３　役員会は、必要に応じて開催するものとする。

（経費）

第９条　本会の運営に要する経費は、会員の会費、事業に伴う収入、補助金及び寄附金等をもって充てる。

（会計年度）

第１０条　会計年度は、毎年●月●日に始まり、翌年●月●日に終わる。

（規約の改正）

第１１条　この規約は、総会において審議し、出席会員の過半数の決議をもって改正することができる。

施行日を定めてください（附則がない場合は、表題右上に「●●年●●月●●日施行」と施行の日がわかるようにしてください）。
※施行日は、申請日以前の日付であることが必須です。

附　則

この規約は、●●年●●月●●日から施行する。

役職、氏名、住所及び生年月日が記載されている書類がある場合は、その書類で結構です。新たに作成いただく必要はありません。
※ 文化協会、体育協会等（市が事務局の団体を除く。）が、①登録申請書（個別）を一括提出する場合は添付不要です。

例

提出書類③

団 体 役 員 名 簿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番号	役職	（ふりがな） 氏　　名	住　　所
1	**会長**	（●●●　●●●） ●●　●●	**京丹後市●●町●●**-*
2	**副会長**	（■■■　■■■） ■■　■■■	**京丹後市■■町■■**-*
3	**副会長**	（▼▼▼　▼▼▼） ▼▼▼　▼	**京丹後市▼▼町▼▼**-*
4	**会計**	（▲▲　▲▲▲▲） ▲▲　▲▲	**京丹後市▲▲町▲▲**-*
5	**監事**	（●●●　●●●） ●●　●●	**京丹後市●●町●●**-*
6	**監事**	（●●●　●●●） ●●　●●	**京丹後市●●町●●**-*
7		（　　）	
8		（　　）	
9		（　　）	
10		（　　）	
11		（　　）	

活動の時期や活動内容が記載されている書類がある場合は、その書類で結構です。新たに作成いただく必要はありません。
※ 文化協会、体育協会等（市が事務局の団体を除く。）が、①登録申請書（個別）を一括提出する場合は添付不要です。

例

提出書類④

団 体 活 動 計 画

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

月（区分）	活　動　内　容
6月下旬	**●●大会**
11月中旬	**●●交流大会**
3月下旬	**●●総会**
毎週 水･金曜日	**●●練習**
毎月1回	**●●合同練習**